

## 在日朝鮮人に関する基礎的考察

総 谷 智 雄

### Fundamental consideration about the Korean residents in Japan

Tomoo KASETANI

Japanese society does not consist of only "people" who have Japanese nationality. The Korean residents in Japan are not "people" who have Japanese nationality. But they are also a member of this Japanese society, of course. The Korean residents in Japan are "ethnic minority." They are historical existence, and are political entity.

They are threatened by the pressures of exclusion and assimilation in Japanese society. Although it can be said that rent housing discrimination, employment discrimination, etc. have decreased compared to the past, they are not lost but discrimination still exist. And in order to escape discrimination, some people use the Japanese name or change nationality. This is the pressure of assimilation. So, the pressure of exclusion and that of assimilation are two sides of the same coin.

Reducing the pressures of both exclusion and assimilation is the one of the most important subjects assigned to Japanese people.

**Key words :** ethnic minority, pressure of exclusion, pressure of assimilation,  
two sides of the same coin,  
エスニック・マイノリティ、排除の圧力、同化の圧力、表裏一体

### はじめに

日本社会は、日本国籍を有する「国民」のみで構成されているのではない。「国民栄誉賞」の初代受賞者である王貞治氏は、中国にルーツを持つ「在日華僑二世」であり、日本国籍を有しないが、彼が日本社会のメンバーであることに疑問を抱く人は皆無であろう。王氏と同世代の張本勲氏も、日本国籍を有しない「在日朝鮮人二世」であるが、王氏と同様に、日本社会の構成員として、プロ野球の世界で大きな足跡を残したことは、周知の事実だ。

近年、韓国のドラマや音楽などへの関心の高まりが、「韓流」として注目され、大阪・鶴橋などの「韓流ショップ」には連日多くの人たちが足を運んでいるが、その店の近所で数十年に渡って焼肉店・ホルモン料理店・キムチ販売店などを営んできた人たちが、すなわち在日朝鮮人に関して、十分な理解がなされているとは言い難い。

本稿は、このような問題意識に基づき、日本社会の構成員としての在日朝鮮人に関する基礎的考察を行おうとするものである。なお、本稿における「在日朝鮮人」ということばは、朝鮮にルーツを持つ日本社会の構成員を総称

することばであり、後述する「朝鮮籍」の人たちのみを指すものではない。近年多用される、「在日コリアン」ということばと同義である。

## 1. エスニック・マイノリティとしての在日朝鮮人

日本社会の構成員としての在日朝鮮人は、「エスニック・マイノリティ」という用語で表現することができる。ここで、この用語について整理しておこう。

1970～80年代から使われることの多くなった「エスニック (ethnic)」という用語は、「エスニシティ (ethnicity)」の形容詞形である。イサジフは、各研究者の論文を分析し、エスニシティが、共通の祖先・文化・宗教・人種的要素などによって規定されることが多いことを明らかにした<sup>1)</sup>。

このように、共通の歴史・文化・人種的要素などがその定義において重点を占めることが多いため、「エスニシティ」が「民族」と同義であると解釈され、「民族の」・「民族的」という訳語が「エスニック」に当てられることもあるが、これは少々問題があるように思われる。

なぜなら、竹沢泰子が指摘するように、エスニシティに関する膨大な先行論議は、ある限定された社会（空間）における社会的相互作用を重視しているからである<sup>2)</sup>。エスニシティ論の古典ともいえる『エスニック集団と境界』の中でバースは、エスニック・グループの境界が、浸透性のない閉ざされたものではないことを述べている<sup>3)</sup>。すなわち、エスニシティは、人間の絶え間ない社会的相互作用により、形成・維持され、また変化しうるものであると解釈できる。

筆者も、このようなエスニシティの可変性を重視する立場から考察を進めるため、固定

性が強く感じられる「民族」・「民族性」ということばの使用はさしひかえたい。

以下の考察では、エスニシティの概念を次のように解釈し、在日朝鮮人へのアプローチを続けたい。

エスニシティとは、人種の特徴などの生得的要素に加え、言語・慣習・宗教・他者など非生得的要素との融合によって複合的に形成され特徴づけられ、さらに社会的相互作用によって、変化・維持される属性や帰属意識をあらわす。

在日朝鮮人は、日常生活世界において、朝鮮人同士、また日本人との絶え間ない社会的相互作用を行っている。それらの相互作用を通して、彼らのエスニシティは形成・維持され、また変化しているのである。

次に「マイノリティ (minority)」という用語について考えてみたい。この用語にも、「少数派」という訳語が当てられることがしばしばあるが、かつての朝鮮における日本人と朝鮮人の関係や、白人支配下にあった南アフリカ共和国における白人と非白人との関係などを考えると、この訳語にも問題があるように思われる。

キンロックはマイノリティ集団を、「認識可能な特徴に基づいてパワーエリートによって自分たちとは異なる（または劣る）ものと規定され、その結果パワーエリートから否定的に扱われる集団」（原文英文、引用者訳）であると定義した<sup>4)</sup>。

筆者も、キンロックが指摘したパワー (power)、すなわち権力や資源の有無・多寡が、マイノリティとマジョリティ (majority) を隔てる大きな要素だと考える。

また、宮島喬と梶田孝道はマイノリティについて、「何らかの属性的（文化的・身体的

等の特徴)を理由として、否定的に差異化され、社会的・政治的・経済的に弱い立場に置かれ、当人たちもそれを意識している社会構成員<sup>5)</sup>と定義している。この定義は、「属性的要員を理由として」と、マジョリティ側の「まなざし」によって否定的烙印(ステイグマ)が押されることを示した点において、示唆するところが大きい。

キンロックおよび、宮島・梶田の定義では、「否定的に扱われる」「否定的に差異化され」と、すでに否定的に扱われ、差異化された集団をマイノリティと規定しているが、パワーエリート、すなわちマジョリティから、現在否定的に扱われていなくとも、否定的に扱われるおそれがある場合、その集団はマイノリティであると筆者は解釈する。

以上整理すると、エスニック・マイノリティとは、パワーエリート(マジョリティ)集団とのエスニシティの差異を理由として、彼らから否定的に扱われる(または否定的に扱われるおそれのある)集団であると定義することができる。

## 2. 歴史的・政治的存在としての在日朝鮮人

2012年末現在、日本に在住する在留外国人(61日以上滞る者および永住者)は2,033,656人であり、そのうち「韓国・朝鮮」は、530,046人(約26%)である<sup>6)</sup>。また、旧植民地出身者とその子孫が多数を占める「特別永住資格」を有する「韓国・朝鮮」籍の人たちは、377,350人となっている<sup>7)</sup>。

この「朝鮮」籍とは、朝鮮民主主義人民共和国の国籍ではない。「朝鮮」籍は、1947年に出された最後の勅令である「外国人登録令」によって在日朝鮮人たちに付された一種の「記号」である。1910年から日本による植民地支配を受けていた朝鮮人たちは1945年の

日本の敗戦により、「解放」されたが、在日朝鮮人たちの日本国籍は維持されていた。「外国人登録令」は、このように日本国籍を有する人たちを「外国人」として登録するという、きわめて矛盾したものだ。解放と同時に朝鮮は、北半分はソ連、南半分は米国によって、それぞれ分断管理され、1948年には、北にはソ連の後押しによって朝鮮民主主義人民共和国が、南には米国がうしろだてとなって大韓民国が成立する。「外国人登録令」が発令された1947年には、両国とも樹立していない状態であり、日本国籍を所有しながら同令によって「外国人」として登録された在日朝鮮人たちの国籍欄に記された「朝鮮」という文字は、「朝鮮半島出身者」という「記号」であり、国籍では決してない。

ゆえに、上述の「韓国・朝鮮」における「朝鮮」は、1947年の「外国人登録令」にともなう「朝鮮」という記号が維持されていることを意味するもので、「朝鮮民主主義人民共和国」を意味するのではない。

1952年のサンフランシスコ講和条約(1951年調印)の発効に伴い、法務省民事局長は、「講和条約発効にともない、朝鮮人及び台湾人は、内地に住んでいるものを含めてすべて日本国籍を喪失する」という通達を行った。これにより、在日朝鮮人・台湾人の日本国籍は一方的に抹消された。

ドイツは敗戦後、戦時下の強制併合によってドイツ国籍となっていたオーストリア人たちに、ドイツ国籍を維持するか、オーストリア国籍を回復するかの選択権を与えている。これに比べて日本は、一方的な同化(植民地化による日本籍登録)から一方的な排除(「外国人登録」、日本国籍抹消)と、当事者の意思を完全に無視している。このような歴史的・政治的経緯は、現在における在日朝鮮人に対する排除の圧力と同化の圧力と決して無関係

ではない。

### 3 . 排除と同化の圧力

では、現在在日朝鮮人に加えられている排除の圧力とは、どのようなものなのだろうか。大阪市在住の韓国・朝鮮籍住民997人が回答したアンケート調査（2001年10月～12月に大阪市が実施）によると、回答者のうち、約18%が「家主から日本国籍が必要と言われて入居を断られた」、約10%が、「不動産業者に外国人を理由としてあっせんしてもらえなかった」、約15%が、「アパートなどの入り口に『外国人お断り』と書かれているのを見た」と回答している（複数回答<sup>8)</sup>）。

また、福岡市が2007年11月～12月に実施した「人権問題に関する市民意識調査」（調査対象者は、住民基本台帳と外国人登録台帳から無作為抽出した市内居住の満20歳以上の男女3500名で、調査は郵送法によって行なわれた。有効調査票は1,863票〈回収率53.2%〉）によると、「貸家を探している外国人が、適当なマンションを見つけて申し込んだところ、国籍を理由として家主は貸すことを断った。この家主の態度をどう考えるか?」という質問に対して、「外国人という理由で断ったのは差別」という回答は37.5%、「家主の権利であるから差別とは言えない」25.9%、「いちがいに言えない」34.4%となっている<sup>9)</sup>。

このような入居差別は、日本国憲法が定める「生存権」の侵害であり、日本も加入している「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」が定める「住居に関する権利」の侵害である。

就労においてはどうか。『在日外国人生徒進路追跡調査報告書』（大阪府教育委員会編）によると、回答者2024人（98%が入学時、韓国・朝鮮籍）のうち、就職活動中に

差別を経験したという回答を学歴別にみると、高校卒4.8%、専修学校卒7.0%、短大卒15.6%、大学卒31.4%となっている<sup>10)</sup>。

具体的事例としては、「高齢者は戦前の人が多いので、老人福祉施設では韓国人は採用できないと言われた」（大学卒、女性）、「金を扱う仕事なので、ちゃんとした家庭の人を求めていると言われた」（大学卒、女性）、「外国人は労働組合に入れなかった」（高校卒、男性）、「『帰化』の意思を問われ、『ない』と答えると面接が終わり、不合格になった」（短大卒、女性<sup>11)</sup>）など、露骨な差別の現状がうかがえる。事例にあるように、「帰化」を採用可否の条件にしたり、日本名（通名）を使用しなければ入社を認めないなどの条件を課したりすることは、「就労したいなら『帰化』しなさい」という同化の圧力を加えることであり、排除の圧力と同化の圧力が表裏一体であることをうかがわせる。

次に、本名を使う在日朝鮮人の声を紹介しよう。

#### （引用はじめ）

（前略）何度か書いているが、わたしは、大学入学以来、本名を使っている。20歳になる息子には、最初から日本名はつけず、本名のみである。（中略）日本人というのは遠慮深い人が多いのか、こちらから説明する以前に、根掘り葉掘り個人的なことを訊かれる、という経験は案外少ないし、よく訊かれるのは、せいぜい「どちらのお国ですか?」くらいかな。明らかに外国人とわかる名前をなのっているのだから、これは失礼でもなんでもなく、「韓国です」と答えると、たいていそこから、楽しかった韓国旅行の思い出とか、おいしいキムチの話に発展していく。（中略）

では、通名を使っている在日は、ありもしない差別の影におびえているのかというと、

さすがにそこまで日本社会は理想郷ではない。求人広告を見て電話する。名前を名のったとたんに「もう決まりました」と言われてガチャン。面接の日時などを問い合わせるにつうに答えていたのだから、明らかにウソである。わたしがこれを体験したのは、もう10数年前の話だが、息子はバイトの募集で、去年やられたそうだ。ある程度の規模の会社で、正社員の募集ならさすがにそんなことはないと思うが、中小零細企業とか、アルバイトの募集ではまだまだあるんだろうなあ、と思うと、聞いたこちらもかなりへこんだ。

それと、民族的な偏見からトラブルに発展するのではなく、先にトラブルがあって、韓国人とか中国人とわかる名前をなのっていると、相手が民族的な罵倒をはじめると、いうのも、またありがちなことである。

仕事の電話でクレームを受けていて、名前を聞かれて答える。「はあ？ あんた日本人じゃないね？ なんでここで電話に出てるの？ 日本人でもないのに話がわかるの？ お客をバカにしてるのか！」と言われたのは実話だ。それまでさんざん日本語でしゃべっていたんだけどね。

息子からも、やっぱりトラブルになりかかったときに、息子の名前を知った相手が「チョン公」と毒づいたという話を聞いた。(中略)

日常的なめんどくささは別にして、20年以上本名を名のっていて、ぱっと思い出せる差別体験がひとけたくらいなら、まあ許容範囲じゃね？ と思う在日がどれほどいるかわからないが。残念ながら、まだ、「みんな本名をなのろうよ」などと無邪気に言える状況じゃないのは確かだ<sup>12)</sup>。(後略)

(引用終わり)

このような差別・偏見から逃れるための「避

難策」として、本名(民族名)ではない通名(日本名)を使用する在日朝鮮人たちは、常に日本社会における排除と同化の圧力にさらされている。

在日朝鮮人が通名(日本名)を使うことの意味について、少し考えてみたい。1910年から始まる日本による朝鮮の植民地支配は、「日韓併合」という名において行われて、その過程において、朝鮮人の姓名を日本式に変更させるという、「創氏改名」が実施された。

この「創氏改名」によって日本式の名前を名乗らされていた朝鮮人は、日本の敗戦(1945年)後、自らの本来の名前を取り戻すが、日本に在住する朝鮮人たちの中には、差別偏見から逃れるために、日本式の名前(通名)を使い続ける人たちも存在する<sup>13)</sup>。

この事実と上述の事例を組み合わせると、在日朝鮮人が差別から逃れるために日本名(通名)を使うという現状は、形を変えた「創氏改名」が、いまだに続いているということの意味するのではないだろうか。

#### 4. 先鋭化する排除の圧力

朝鮮民主主義人民共和国が2002年9月の日朝首脳会談で、日本人拉致事件を公式に認めて以来、朝鮮学校に通う生徒たちへの嫌がらせや脅迫的言動が、より露骨なものとなっている。

例えば、朝鮮学校に通う子どもが、登下校中、駅のホームや電車の中で腕を捕まれる、「朝鮮に帰れ」などと言われる、すれ違いざまに「拉致」と言われるなどの被害を受けている<sup>14)</sup>。

また、マスメディアによる「北の核問題」の報道姿勢に脅威を感じる在日朝鮮人もいる。「北朝鮮の核実験に対する日本メディアの反応はあまりにもヒステリックで、(中略)北朝鮮加害者-日本被害者の図式が人々のな

かに浸透することで、在日コリアンはますます生きにくくなるだろう。在日コリアンのなかには、北朝鮮に家族や親戚がいる人も少なくない。冷静で客観的な報道を望む（趙栄順氏 [53]、同人誌『鳳仙花』代表）<sup>15)</sup> という声は、「北の脅威」をあおるマスメディアが、在日朝鮮人たちに間接的に大きな圧力をかけていることをあらわしている。

2009年12月、京都市内の朝鮮初級学校（小学校に相当する）に、数人の日本人が押しかけ、授業中の校門前で「キムチ臭い」「スパイの子ども」などと拡声器を使用して大音量で叫ぶなどの事件を起こした。朝鮮学校側が提訴した刑事裁判において、2011年4月、京都地方裁判所は被告4人の威力業務妨害罪・侮辱罪などを認め、有罪判決（いずれも執行猶予付き）を下した。さらに2013年10月、この事件に関する民事訴訟裁判において京都地裁は、被告らの発言を「差別的発言」として、行為全体を人種差別廃止条約が禁じる「人種差別」に該当するものであると認定し、被告側に約1220万円の損害賠償の支払いと、学校の半径200m以内での街宣活動の禁止を言い渡した。

朝鮮学校に対する排除の圧力は、行政レベルにおいても作用している。2010年4月、公立高校の生徒から授業料を徴収せず、国立・私立高校等の生徒には「就学支援金」を支給するという、いわゆる「高校無償化」政策が開始した。この政策は、日本の高校のみならず、インターナショナルスクールなどの外国人学校にも適用されているが、朝鮮高校（朝鮮高級学校）の生徒たちへの「就学支援金」支給は、見送られた。その後政府は、朝鮮学校生徒への「就学支援金」支給方針を発表したが、2010年11月に発生した朝鮮民主主義人民共和国による韓国砲撃事件を理由として、その手続きを停止した。2011年8月、文科省

は朝鮮高校生徒への「就学支援金」支給手続き再開方針を発表したが、最大野党自民党（当時）が朝鮮学校を「日本国憲法や教育基本法に反する存在」として「就学支援金」支給手続き停止を求める決議を政府に提出し、2012年12月の政権交代後、自民党政権は「就学支援金」の支給対象から朝鮮高校の生徒たちを除外する方針を明確にしている<sup>16)</sup>。

朝鮮高校の生徒には何のかかわりもない砲撃事件や、「国民の理解を得られない」<sup>17)</sup>などと、意味不明な「理由」を掲げて「就学支援金」支給から朝鮮高校生を除外することは、日本も加入している「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（国際人権規約）に明らかに反することであり、即時是正されるべきである。

## おわりに

ドラマや音楽など、現在日本において受容されているさまざまな「韓流」文化商品は、韓国・韓国人に対する日本人の理解を深める役割を、ある程度遂行していると考えられるが、それが在日朝鮮人に対する理解を深める一助になっているとは考えづらい。「韓流」が長く太い流れとなる一方で、上述のように、在日朝鮮人に対する排除と同化の圧力は依然として強く作用している。

日本による朝鮮半島の植民地支配が始まったのが1910年。日本の敗戦（1945年）によって朝鮮が「解放」されてから70年近くになるが（2013年11月現在）、上述のように在日朝鮮人は、日本社会の排除と同化の圧力にさらされ続けている。

日本社会におけるエスニック・マイノリティである在日朝鮮人がこの圧力から「解放」されるには、マジョリティである日本人の変化が不可欠だ。「在日朝鮮人問題」とは「日

本人問題」に他ならない。この「日本人問題」を解決していくためには、歴史的認識と人権・市民権に対する認識を深める必要がある。すなわち、朝鮮と日本との歴史的関係、日本の戦後処理問題に関する認識を深め、日本人と同様に日本社会の構成員である在日朝鮮人をはじめとする外国系市民の権利について、認識を深める必要があると筆者は考える。それができなければ、在日朝鮮人は、排除と同化の圧力から「解放」されず、圧力を加える側である日本人も、「加害者」という立場から「解放」されないであろう。

その「解放」をめざすための基礎的考察である本稿に基づき、日本社会におけるエスニック・マイノリティである在日朝鮮人に関して、さらなる歴史的検証・現状把握・考察を進めていきたい。

#### 引用文献

- 1) Isajiw, W., Definitions of Ethnicity, Ethnicity, vol.1, no2, 117, 1974
- 2) 竹沢泰子: 日系アメリカ人: 強制収容と補償問題の変遷、東京大学出版会、14、1994
- 3) Barth, F., Introduction, Barth (ed.) Ethnic Groups and Boundaries: The Social Organization of Culture Differences, Little Brown and Company. 1969, バルト, F: エスニック集団の境界, 青柳まちこ監訳, エスニックとは何か, 44, 新泉社, 1996
- 4) Kinloch, G., The Sociology of Minority Group Relations, 7 Prentice-Hall, 1979.
- 5) 宮島喬・梶田孝道: マイノリティをめぐる包摂と排除の現在, 宮島・梶田編, マイノリティと社会構造, 1, 東京大学出版会, 2002
- 6) 国籍・地域別 在留資格 (在留目的) 別 在留外国人  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001111233>,  
 法務省入国管理局, 在留外国人統計 (旧登録外国人統計) 統計表  
[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_touroku.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html)
- 7) 同上
- 8) 外国籍住民施策検討に係る生活意識等調査報告書 概要版  
<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000004339.html>  
 大阪市ホームページ (<http://www.city.osaka.lg.jp>) 掲載
- 9) 平成19年度人権問題に関する市民意識調査報告書 <http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/40148/1/h19houkokusyo.pdf>  
 福岡市ホームページ (<http://www.city.fukuoka.lg.jp/index.html>) 掲載
- 10) 朴一: 「在日コリアン」ってなんでんねん?, 180, 講談社, 2005
- 11) 同上書, 180
- 12) 社会保険労務士・李怜香氏のブログ、2009年4月27日付記事  
<http://www.yhlee.org/diary/?date=20090427>  
 (現在掲載期限切れ)
- 13) 朝鮮を知る辞典 (増補版), 249, 1996
- 14) 「在日コリアンの子どもたちに対する嫌がらせ等に関する会長声明」  
[http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2002/2002\\_19.html](http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2002/2002_19.html)  
 日本弁護士連合会ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp> 掲載、
- 15) 民団新聞, 2009年6月3日記事  
[http://www.mindan.org/shinbun/news\\_bk\\_view.php?corner=2&page=1&subpage=3417](http://www.mindan.org/shinbun/news_bk_view.php?corner=2&page=1&subpage=3417)

在日本大韓民国民団中央本部ホームページ <http://www.mindan.org/index.php> 掲載

- 16) 「高校無償化、朝鮮学校を適用除外に  
安倍首相が指示」 [http://www.asahi.com/  
politics/update/1228/TKY201212280332.  
html](http://www.asahi.com/politics/update/1228/TKY201212280332.html)  
朝日新聞デジタル版2012年12月28日記事  
など
- 17) 同上記事